

令和8年度
伊賀市職員募集要項
【後期日程】
(令和9年4月1日採用)



《募集職種》

- ・事務職（初級）
- ・土木技術職（初級）
- ・消防職（上級・初級）
- ・消防職〔救急救命士〕（上級・初級）

《受験申込受付期間》

令和8年7月27日（月）から

令和8年8月28日（金）午後5時15分まで



【職種・受験資格等】

職 種	区分	年齢・免許等	採用予定 人数
事務職	初 級	平成 17 年 4 月 2 日以降平成 21 年 4 月 1 日以前に生まれた人	若干名
土木 技術職	初 級	「事務職（初級）」の受験資格を有する人で、次の①、②いずれかに該当する人 ①専門学校等で土木に係る専門課程を 2 学年以上（学校教育法に基づく高等学校の場合は 3 学年以上）履修した人 ②令和 8 年 4 月末時点で 1 年以上の土木技術に関する職務経験を有する人	若干名
消防職	上 級	次の①、②いずれかに該当し、1 ページ下部に記載の「消防職の受験要件」を満たす人 ①平成 9 年 4 月 2 日以降平成 17 年 4 月 1 日以前に生まれた人 ②平成 17 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、以下のいずれかに該当する人 （ア）学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和 9 年 3 月 31 日までに大学を卒業する見込みの人。 （イ）伊賀市職員採用試験委員会が（ア）に掲げる人と同等の資格があると認める人	3 名 程度
	初 級	平成 17 年 4 月 2 日以降平成 21 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、1 ページ下部に記載の「消防職の受験要件」を満たす人	
消防職 〔救急 救命士〕	上 級	「消防職（上級）」の受験資格を有する人で、救急救命士免許を有する人又は令和 9 年 3 月末までに取得見込みの人	若干名
	初 級	「消防職（初級）」の受験資格を有する人で、救急救命士免許を有する人又は令和 9 年 3 月末までに取得見込みの人	

次の①、②いずれかに該当する人は受験できません。

①地方公務員法第 16 条（欠格条項）各号のいずれかに該当する人

②永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

※永住者又は特別永住者の在留資格を有する外国籍の人は採用された場合でも、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職につけません。

※消防職は、永住者又は特別永住者の在留資格を有している場合でも外国籍の人は受験できません。

◎ 消防職の受験要件

(1) 日本国籍を有すること

(2) 採用後は、伊賀市消防本部までの通勤に要する時間がおおむね 1 時間以内の地域に居住すること（受験時の居住地は問いません。）

(3) 交代制勤務ができること

(4) 身体健全で、消防業務を遂行するにあたって支障がないこと

◎採用予定人数は、欠員状況等により変更する場合があります。

◎複数の職種に同時に申し込むことはできません。また、同一年度内に同一職種を重複して受験することはできません。

◎救急救命士免許を有する場合には、手当が支給されます。消防職（上級・初級）試験に合格し採用された場合であっても、救急救命士免許を有している場合には手当が支給されます。

◎ 地方公務員法第16条 (欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎ 外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、伊賀市においては、外国籍の職員は次のような職務や職につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方向的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

「公権力の行使」にあたる主な職務の例

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分など

2 公の意思の形成への参画にあたる職

伊賀市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として管理職（副参事以上）並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

【主な業務の内容】

事務職	各種施策の企画立案・実施、庶務、経理、地域福祉の推進、課税の賦課業務などさまざまな分野での幅広い業務
土木技術職	土木事業に係る計画、設計、施工管理等に関する技術的業務等
消防職	消防一般事務及び火災・救急・救助等の業務
消防職 〔救急救命士〕	※救急救命士であっても救急業務以外の業務にも従事していただきます。

【勤務条件（令和8年4月1日時点）】

◆勤務時間

事務職 土木技術職	原則として、月曜日～金曜日（週 38 時間 45 分勤務） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（休憩 60 分） ※配属先により異なる場合があります。
消防職 消防職〔救急救命士〕	日勤者：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（休憩 60 分） 交代制勤務者：午前 8 時 30 分～翌日の午前 8 時 30 分 （4 週間を平均して 1 週間あたり 38 時間 45 分以内）

◆勤務地

原則として伊賀市役所本庁、各支所、消防本部庁舎・各分署（出張所）ほか伊賀市内各施設のいずれか

◆採用予定日

令和9年4月1日

（本人の同意を得たうえで、採用日を繰り上げる場合があります。）

◆採用後の給与・年収モデルケース（令和8年4月1日時点）

◇例（年収には地域手当、期末・勤勉手当、通勤手当 5,000 円、住居手当 28,000 円を含む）

	上級（大学卒の場合）		初級（高校卒の場合）	
	給与（月額）	年収	給与（月額）	年収
採用1年目	232,000 円	4,034,045 円 程度	200,300 円	3,540,655 円 程度
採用5年目	251,700 円	4,770,661 円 程度	224,100 円	4,296,172 円 程度
採用10年目	283,200 円	5,312,371 円 程度	251,700 円	4,770,661 円 程度

- ・モデルケースには時間外勤務手当（残業代）等、上記に記載以外の手当を含んでいません。
- ・初任給の算定にあたっては、学歴や職務経験等により、別途加算措置があります。
- ・勤務実績に応じて年2回（6月、12月）期末・勤勉手当が支給されます。
 - 期末手当 支給月数 最大 2.525 月分（6月：1.2625 月分 12月：1.2625 月分）
 - 勤勉手当 支給月数 最大 2.125 月分（6月：1.0625 月分 12月：1.0625 月分）

・条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当、退職手当等が支給されます。

-扶養手当（月額） 子 13,000 円 子以外（父母等） 6,500 円

-通勤手当（月額） 交通機関（電車・バス等）利用者 55,000 円以内

交通用具（自動車・バイク等 2 km以上）利用者 2,500 円～29,800 円

-住居手当（月額） 限度額 28,000 円

※借家・借間を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給

・民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等に準拠して給与改定を行うことがあります。

◆休日（勤務場所により異なることがあります。）

原則として日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

◆休暇

年次有給休暇として年間 20 日（採用年は採用日により異なります。）が付与され、残日数がある場合は 20 日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他、育児休業（子が 3 歳に達するまで）、部分休業（未就学児を養育するために認められる時間休業）や忌引休暇などの条例で定められた特別休暇があります。

◎主な特別休暇

ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 年間 5 日以内
結婚休暇	職員が結婚する場合で結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7 日以内
不妊治療休暇	職員が不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められるとき 年間 5 日以内（体外受精及び顕微授精の場合は 10 日以内）
妊娠疾病休暇	妊娠中の職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが著しく困難であると認められるとき 14 日以内
育児参加休暇	配偶者が出産する場合に、その出産に係る子又は小学校就学までの子を養育する職員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当と認められる場合 5 日以内
産前・産後休暇	産前・産後各 8 週間（多胎は産前 14 週間）
保育時間	生後 1 歳に満たない子の保育のために必要と認められる時間 1 日 2 回それぞれ 30 分以内
配偶者出産休暇	職員が配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 2 日以内
子の看護等休暇	中学校就学の終期に達するまでの子を養育する職員がその子の看護や、感染症による学級閉鎖等による子の世話、入園式等への参加のため勤務しないことが相当であると認められる場合 年間 5 日（ただし中学校就学の終期に達するまでの子が 2 人以上の場合は 10 日）以内
短期介護休暇	負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 年間 5 日（ただし、要介護者が 2 人以上の場合は 10 日）の範囲内の期間
夏季厚生休暇	盆等の諸行事、心身の健康の維持・増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5 日以内
生理休暇	職員が生理日において勤務することが著しく困難であるとして休暇を請求したとき 2 日以内

【試験の科目・日時・会場・内容】

◆第1次試験

職 種	科 目	日 時	会 場
事務職 土木技術職	総合適性検査（SPI3） ※テストセンター方式	8月7日（金）から 9月23日（水）までのうち 受験者が選択する日時	テストセンター（※）
	総合適性検査（SPI3） ※ペーパーテスト方式	9月20日（日） 受付：午前 9 時 30 分～ SPI3：午前 10 時 00 分～	伊賀市役所本庁
消防職 消防職〔救急救命士〕	総合適性検査（SPI3） ※ペーパーテスト方式 体力測定	9月20日（日） 受付：午前 9 時 30 分～ SPI3：午前 10 時 00 分～ 体力：午後 1 時 00 分～	総合適性検査： 伊賀市消防本部 体力測定： 伊賀市民体育館

※事務職・土木技術職を受験する場合は、テストセンター方式又はペーパーテスト方式のいずれかの受験方式を申込時に選択します。なお、受験申込期間中であれば選択した受験方式を変更できます。ただし、テストセンター方式で既に受験が完了している場合は変更できません。

（※）テストセンター会場や営業日については、リクルートのウェブサイトでご確認ください。

（参考 <https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/list.html>）

◆第2次試験及び第3次試験

職 種	第2次試験			第3次試験		
	科目	試験日	会場	科目	試験日	会場
事務職 消防職 消防職〔救急救命士〕	個別面接	10月17日(土) 又は 10月18日(日)	伊賀市役所本庁	個別面接	11月14日(土) 又は 11月15日(日)	伊賀市役所 本庁
土木技術職		—			—	

※試験日時の指定や、受験者の都合による日時の変更はできません。

◇会場所在地

伊賀市役所本庁（伊賀市四十九町 3184 番地）

伊賀市消防本部・伊賀市民体育館（伊賀市緑ヶ丘東町 920 番地）

第2次試験については第1次試験合格者を対象に、第3次試験については第2次試験合格者を対象に実施することとし、詳細は対象者にのみ通知します。

合否の結果は、受験者全員に通知するとともに、伊賀市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

◆最終合格発表

土木技術職 10月下旬（予定）

事務職・消防職・消防職〔救急救命士〕 11月下旬（予定）

◎各試験の内容

科目	内容
総合適性検査 (SPI3)	職務遂行に必要な総合的な基礎能力についての択一式による試験を行います。 (上級区分：SPI3-U、初級区分：SPI3-H) 所要時間：テストセンター方式 約 65 分、ペーパーテスト方式 約 110 分
個別面接	志望動機や自己PR、人柄などについて個別に面接を行います。
体力測定 ※消防職及び消防職(救 急救命士)のみ	立ち幅跳び、上体起し、腕立伏臥腕屈伸、反復横とび、5分間走及び握力測定を 行います。 所要時間：約 3 時間 ※所要時間は受験者数により変動します。

【受験手続】

原則として、伊賀市職員採用専用サイト（以下「専用サイト」という。）からの電子申請（インターネットによる申し込み）により受け付けます。

◆受験申込に必要なもの

①パソコン、スマートフォン

- （推奨環境）・「Google Chrome 最新版」又は「Microsoft Edge 最新版」であること。
- ・「JavaScript」が使用できる設定であること。
- ・pdf ファイルを閲覧できる環境であること。

②本人のメールアドレス

ドメイン指定等の受信制限をしている場合は、「@bsmrt.biz」、「@city.iga.lg.jp」、「@arorua.net」から送信される電子メールを受信できるように設定してください。

③本人の顔写真データ

- ※申込日前 3 ヶ月以内に無背景、脱帽、上半身正面向きにて撮影した写真
- ※縦 100 ピクセル×横 75 ピクセル～縦 480 ピクセル×横 300 ピクセル、3 MB 以内であること
- ※印刷した証明写真を撮影したもの、背景が無地でないもの、加工したものは使用しないでください。

◆申込の手順

(1) 事前登録

①伊賀市ホームページ内にある受験申込用 URL

(https://secure.bsmrt.biz/igacity/u/job.php?job_pages_code=1) 又は
二次元コードから専用サイトへ接続し、受験しようとする職種の詳細ページに進み、
「応募する」を押下します。



②事前登録

・利用規約をご確認ください。同意していただくと、事前登録画面に進みますので、設問に従って、必要事項を漏れなく入力してください。

※パスワードは、英大文字、英小文字及び数字のいずれも 1 つ以上と記号を組み合わせ、10 字以上 32 字以内で設定してください。

※パスワードは、忘れることのないようご注意ください。パスワード忘れなどによる申込の遅延については責任を負いかねます。

※入力内容を途中で一時保存することはできません。入力を途中で中断した場合には、最初から入力し直す必要がありますのでご注意ください。

※システムの都合上、一定時間を過ぎると通信が切断されることがあります。入力を終え、登録が完了したことを示す画面が表示されたことを必ず確認してください。

③マイページログイン

・事前登録で入力したメールアドレス宛に「マイページにログインし、本登録を行ってください。」という件名のメールが送付されているかご確認ください。

※このメールに記載されているログイン ID は、忘れることのないようご注意ください。ログイン ID 忘れなどによる申込の遅延については責任を負いかねます。ログイン ID とパスワードは、受験申込や以後の手続き等の際に必要となります。

・メール本文内の URL にアクセスし、ログイン ID とパスワードを入力して、マイページにアクセスしてください。

※マイページへのログインは、事前登録完了から 24 時間以内に行ってください。24 時間以上経過するとログイン ID が無効となるため、②事前登録からやり直す必要があります。

この時点では、受験申込は完了していません。**必ず「④本登録」へお進みください。**
本登録を行わず受験が出来なかった場合でも、責任は負いかねます。

④本登録

・マイページのメニューを開き、「エントリー入力」から、住所や学歴、職歴などの設問への入力を行ってください。入力した内容によりエントリーシートが作成されます。

※不備がないように、よく確認のうえ入力してください。

※入力の途中で「一時保存」を押すことで入力内容を一時保存することが出来ます。ただし、本登録は未完了の状態ですので、必ず受付期間内に本登録を完了させてください。

・顔写真をアップロードします。

・入力内容を確認して、送信します。

※送信後も、受付期間内であれば入力内容の修正が出来ます。

※システムの都合上、一定時間を過ぎると通信が切断されることがあります。入力を終え、登録が完了したことを示す画面が表示されたことを必ず確認してください。

⑤申込完了

・①～④の全てが正常に終了した場合、申し込みは完了です。申込完了後は、受験申込完了メールが自動で送信されます。

・申込期間中であれば、本登録時に入力した内容（職種・試験区分を除く。）を修正することが出来ます。

※職種・試験区分を誤ってしまった場合は、人事課採用担当（Tel:0595-22-9605）までご連絡ください。

・**申込期間中に申し込みが完了しなかった場合は、受験できません。**

※受付期間中は原則 24 時間専用サイトを利用できますが、保守点検作業等のため、事前予告なくシステムが停止する場合があります。受付期間終了の直前は、申し込みが集中しシステムが混み合う場合がありますので、余裕を持った申込をお願いします。

※申込内容に不備等があった場合、電話又はメールで問い合わせることがあります。その場合には、マイページにログインして該当箇所の修正をしてください。

※**申込受付締切後に氏名や住所等の連絡先に変更があった場合は、速やかに採用担当までご連絡ください。**

⑥受験票について（第1次試験合格者のみ）

- ・登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」のメールを送信します。メールが届いたら、マイページにログインしてください。
- ・マイページ内の「受験票」にアクセスして、問題なく表示されるか、受験票の内容に誤りがないか等を確認してください。

※出欠欄、署名欄は使用しません。

（受験票の取扱いの詳細については、第2次・第3次試験受験者に対して別途案内します。）

●受験申込を書面で行う場合 ※やむをえない事情により電子申請が出来ない場合に限ります。

①申込手順

- 1.伊賀市総務部人事課（伊賀市役所本庁4階）窓口で受験申込用紙を請求してください。これに抛り難い場合は、以下の要領に沿って郵送による請求を行ってください。

※受験申込用紙の人事課窓口以外での配布や、ホームページ等への掲載は行っていません。

[郵送による請求手順]

- ・封筒表面に「受験申込書請求」と朱書きし、請求者の氏名と電話番号を明記した任意の用紙及び110円切手を貼付した宛先明記の返信用封筒（長3形）を同封のうえ下記請求先へお送りください。
 - ・請求する際は、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。
- 2.受験申込用紙に必要事項を記入し、申込日前3ヶ月以内に撮影した顔写真（無背景、脱帽、上半身正面向き、縦40mm、横30mm（裏面に氏名を記入のこと。））を貼付のうえ、下記提出先に提出してください。
（請求先及び提出先）〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地 伊賀市総務部人事課採用担当 宛

※受験申込を書面で行う場合でも、管理のために専用サイトを使用します。このため、受験申込時に、10ページに記載の伊賀市職員採用専用サイト利用規約への同意を求めます。

◆受験申込用紙による受験申込受付期間

令和8年7月27日（月）から令和8年8月28日（金）午後5時15分まで（必着）

郵送による申し込みは、必ず簡易書留としてください。

◆問い合わせ先

〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地

伊賀市総務部人事課採用担当（Tel:0595-22-9605）

【注意事項】

- ・受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申し込みください。
 - 郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任を負いません。
 - ・受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。
- なお、提出された書類は一切お返しいたしません。

【総合適性検査（SPI3）の受検方法】

- ・総合適性検査（SPI3）は、性格検査と能力検査があります。
 - ・本登録完了後、順次「受検依頼メール」を送信しますので、メールのリンク先の案内ページに従い、都合の良い日時・会場を予約して受検してください。
- ※テストセンターでの受検を選択された方については、「受検依頼メール」は専用サイトのメッセージではなく、申込時に入力されたメールアドレスに直接送付します。
- ※テストセンターでは、本人確認書類（顔写真付証明書：運転免許証、パスポート等）が必要となります。

【その他】

- 1 体力測定に伴う怪我、事故等については、受験者本人の責任において対応してください。
- 2 消防職及び消防職〔救急救命士〕の最終合格者には、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において健康診断を受けていただきます。
- 3 消防職及び消防職〔救急救命士〕の方は、採用後4月から12月頃までの期間、三重県消防学校において消防吏員として必要な基礎的教育を受けていただきます。
- 4 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。
- 5 地方公務員法第22条の規定により、採用後6ヶ月間は条件付の採用となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります（給与等に変動はありません。）。
- 6 申込者数の状況や荒天・災害等により、試験日又は会場を追加・変更する場合があります。
- 7 荒天・災害時等の試験実施の有無などについては、各試験日前日の午後6時までに伊賀市ホームページ（<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>）に掲載します。

【試験結果の提供について】

試験に不合格になった人で希望する場合には、不合格になった試験の総合得点等を口頭でお知らせします。以下の要領で申し出るようにしてください。

（1）対象者

第1次、第2次、第3次試験の不合格者

（2）お知らせする内容

不合格となった試験の総合得点、総合順位、不合格となった試験の合格最低点

※不合格となった試験が第1次試験の場合は、総合順位のみ

（3）期間

合格発表の翌日から1か月間

（4）場所

伊賀市役所本庁4階 人事課窓口（電話等での対応はできません。）

（5）方法

受験者本人が、本人確認書類（顔写真付証明書：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）及び受験票（第1次試験不合格の人は総合適性検査受験案内メール）を持参のうえ、人事課窓口へお越しください。

（6）注意点

総合順位等をお知らせするのは、不合格となった試験のみです。例えば第2次試験で不合格となった場合、お知らせするのは第2次試験の総合順位等のみで、第1次試験の結果はお知らせできません。

伊賀市職員採用専用サイト利用規約

1 目的

この規約は、伊賀市（以下「本市」という。）が職員採用試験及び選考試験の実施並びに職員の採用に関する事務を円滑に行うことを目的に設ける伊賀市職員採用専用サイト（以下「本サイト」という。）を利用するために必要な事項を定めるものです。

2 利用規約の同意

(1)本市は、利用者が本規約に同意していることを前提に本サイトを提供します。利用前に必ず本規約を確認してください。
(2)本規約に同意いただけない場合、本サイトは利用できません。本サイトを利用して受験申込みを行った場合、本規約に同意したものとします。

3 用語の定義

この規約において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1)利用者 本サイトを利用して受験申込みを行う個人
- (2)利用者 ID 番号 利用者が本サイトの利用登録を行った際に、本サイトから個人毎に発行される識別番号
- (3)利用者パスワード 利用者が本サイトを利用するために利用者 ID 番号に対して自ら登録する暗証番号
- (4)申込みデータ 受験申込みを行う際に利用者が提出する個人情報を含む全ての電子データ
- (5)個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの

4 個人情報の取得及び利用の目的

本市は本サイトを通じ、本市職員を採用することを目的に、必要な範囲において個人情報を取得します。取得した個人情報は、職員の採用に関すること以外の目的には一切使用いたしません。

5 個人情報の取扱いの委託・提供

本市は、前項に記載の目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取得・分析、その他の処理を委託する場合があります。次のいずれかに該当する場合を除き、取得した利用者の個人情報を当該利用者の同意を得ず第三者に開示・利用・提供をしません。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難な場合
- (3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難なとき
- (4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

6 申込みデータの統計的利用

本市は、取得した申込みデータを個人が特定できないような形で統計的に処理し、統計、分析その他の目的で利用することがあります。

7 個人情報の管理

本市は、本サイトの運営及び取得した個人情報の取扱いについて、個人情報保護関連法令に基づいてその保護を行うこととします。

8 利用者 ID 番号及び利用者パスワード

(1)利用者は、利用者 ID 番号及び利用者パスワードを第三者に開示、譲渡又は貸与してはなりません。
(2)利用者 ID 番号及び利用者パスワードの管理及び使用は利用者の責任において行うものとし、これらの使用上の過誤又は第三者による不正使用等について、本市は一切の責任を負いません。

9 利用者の責任

(1)利用者は、自己の責任と判断に基づき、本サイトを利用するものとします。また、利用に伴って生じる利用者 ID 番号、利用者パスワード、申込みデータ、本市から送信される電子メールやメッセージ等の情報についても管理するものとし、本市に対していかなる責任も負担させないものとします。
(2)利用者は、本サイトの利用に当たり、自己の使用に係る機器について、ウィルス感染防止等の必要なセキュリティ対策に努めるものとします。なお、受験申込みのために送信したファイルがウィルスに感染していた場合は、受験申込みを受け付けられないことがありますが、それについて本市は一切の責任を負いません。

10 禁止事項

本サイトの利用においては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1)本サイトを本市への受験申込み以外の目的で使用すること。
- (2)自己を偽り、又は他人を装って、不正に利用者登録を行うこと。
- (3)他の利用者、本市又は第三者を差別、批判、攻撃、誹謗中傷すること。
- (4)他の利用者、本市又は第三者の財産、信用、名誉、プライバシー、その他人権等を侵害すること。
- (5)本サイトの管理及び運営を故意に妨害又は破壊すること。
- (6)本サイトに対し、不正なアクセスやウィルスの送付等の行為を行うこと。
- (7)その他法令若しくは公序良俗に反する行為又はその恐れのある行為を行うこと。

11 利用の制限

本市は、利用者が本規約に違反したと判断した場合又は利用者として不適切と判断した場合、利用者に事前に通知することなく本サイトの利用を停止又は制限することができるものとし、利用者はこれを承諾するものとします。

12 免責事項

(1)本市は、利用者が本サイトを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、当該損害が本市の故意又は重過失に起因する場合、又は法令に基づき本市の賠償責任が認められる場合を除き、一切の責任を負いません。
(2)本市は、本サイトの停止、休止又は中断等により発生した利用者の損害について、一切の責任を負いません。

13 規約の変更

本市は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、この規約を変更することができます。利用規約が変更されたあとに利用者が本サイトを利用したときは、利用者は変更後の利用規約に同意したものとみなします。

14 準拠法及び管轄

(1)この規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。
(2)本サイトの利用に関連して、本市と利用者間に生ずるすべての訴訟については、津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。



〒518-8501

三重県伊賀市四十九町3184番地

伊賀市役所 総務部人事課人事政策係

(電話) 0595-22-9605

(ホームページ) <https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>

人事課ホームページ

